

# 平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	1	府省庁名 総務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他( )		
見直し項目名	テレワーク設備導入に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容(概要)	・本特例措置を廃止する。		
関係条文	地方税法附則第15条39項		
増収見込額	( 3 ) (単位:百万円)		
廃止又は縮減の理由	対象を会社-自宅間及び会社-サテライトオフィス間でテレワークをする際の関係機器に限定したため、対象機器を申請する事業者が僅かであるとともに、投資額及び減税額もこれまでの実績を鑑み小規模であり、支援措置としての効果が見込めないことから、制度延長の要望は行わないこととした。		
ページ		1-1	